

## 第8 日の丸・君が代について

### 1 国旗・国歌法について

1999（平成11）年に施行された国旗・国歌法については、国である以上、国旗や国歌が定められるのは当然で、日の丸を国旗とし、君が代を国歌とすることは国民の間に慣行として定着しているという肯定的意見がある一方、①政府は君が代の「君」は象徴天皇を指すとしており、これは国民主権主義と相容れない、②日の丸や君が代はかつての軍国主義の象徴であり、アジア諸国の反発を招いている、③日の丸・君が代の法制化は、学校における国旗掲揚や国歌斉唱を強制することの法的基盤を与えるものであり、思想・良心の自由を侵害するものである、といった批判もある。

国旗・国歌の法制化の是非については、議論が分かれるが、基本的人権の擁護を使命とする我々としては、それが強制力を伴って国民の思想・良心の自由を侵害するような運用がなされないように注視し提言していくべきである。

### 2 自民党改正草案での日の丸・君が代

自民党憲法改正草案第3条では、日章旗を国旗、君が代を国歌と明記し、2項において国民に尊重義務を課している。

憲法自らが国旗・国家を定め、これに対しての尊重義務を規定してしまえば、もはや思想・良心の自由の例外として、生活すべての場面において強制される事態が生じてしまう。我々は、基本的人権の例外を認めるような規定については看過できないということを指摘していくべきである。

### 3 公立学校における国旗・国歌問題

#### (1) 学校行事における国旗・国歌の強制について

国旗・国歌法の成立により、学校行事における国旗・国歌の強制が可能という前提での運用がされるようになり、現在、公立学校の入学式、卒業式等の学校行事においては、国歌斉唱時に国旗に向かって起立しなかったこと、ピアノ伴奏をしなかったこと等を理由として、教職員に懲戒処分がされるという事態が多発している。

日弁連・各地の弁護士会は、公立の学校現場の現状に鑑み、思想・良心の自由等の観点から、教育委員会に対し、不利益処分ないし不利益取扱いをもって、教職員や児童・生徒に対し、国旗に向かつての起立等を強制しないよう提言してきた。

## (2) 最高裁判決とこれに対する日弁連会長声明

都立高等学校の教職員が、卒業式等の式典において国旗に向かつて起立し国歌を斉唱することを命ずる校長の職務命令に従わなかったことを理由として、定年後の再雇用が拒否された事案に関し、最高裁第二小法廷は2011（平成23）年5月30日に、同第一小法廷は同年6月6日に、同第三小法廷は同年6月14日に、いずれも、上記職務命令につき、「上告人ら自身の歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上ないし教育上の信念等」に対する「間接的な制約となる面がある」ことを認めつつも、上記起立斉唱は、「慣例上の儀礼的な所作」であること等を理由に、かかる「制約を許容しうる必要性及び合理性が認められる」として、思想と良心の自由を保障する憲法19条には違反しないとした（なお、宮川光治裁判官、田原睦夫裁判官の反対意見に加え、補足意見の中にも慎重な配慮を求める複数の意見が表明されている）。

日弁連は、これらの最高裁判決に対し、上記起立・斉唱行為は日の丸・君が代に対する敬意の表明をその不可分の目的とするものであって、職務命令によるその強制はこれらに敬意を表明することが自らの歴史観や世界観に反すると考える者の思想・良心の自由を直接的に侵害するものであると指摘して教職員に君が代斉唱の際の起立・斉唱を含め国旗・国歌を強制することのないよう強く要請する旨の会長声明を公表している（2011〔平成23〕年6月3日、同年6月10日及び同年6月23日付会長声明）。

## (3) 大阪府条例について

2011（平成23）年6月3日、大阪府議会で、「大阪維新の会」の提案により、学校での儀式の際の国歌の起立斉唱を教職員に義務づける「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が可決成立した。さらに、「大阪維新の会」は、同年9月21日、国歌の起立斉唱命令違反も念頭におき、同じ職務命令に3回違反すると免職となることも含む「教育基本条例案」などを大阪府議会に提出し、同条例は、翌2011（平成23）年3月23日に成立した。

これに対しては、日弁連も大阪弁護士会も反対する旨の会長声明を出している。

## (4) まとめ

国旗・国歌についての考え方は多様であるが、いずれも憲法上は個人の思想・良心の自由として尊重されるものであり、いずれか一つの考え方が強制されることがあってはならない。また、個人の内心領域の精神活動は外部に表れる行為と密接に関係しているものであり、これらの行為を精神活動と切り離して考えることは困難かつ不自然であるから、国歌を起立斉唱することや国歌のピアノ伴奏を命じる職務命令を受忍すべきものとすることは、思想・良心の自由の保障の意義を没却しかねない危険性を有するものとも考えられる。

当会内部においても議論のあるところではあり、最高裁の判断については、憲法の最終的解釈権者であるから、司法の一翼を担う我々としても当然尊重すべきものと考えているが、同時に「内心の自由」が個人の尊厳の核心をなす最も重要な人権の一つであることに鑑みて、より強制的にわたらない方策を求める趣旨の批判的な意見を表明することは、憲法解釈における理論的な見解の表明として意義があるものと考えている。

また、この問題は、教職員に対する懲戒処分を通して、子どもの内心の自由にも影響を及ぼすという、より深刻な問題にも直面する。子どもは、教育行政によっても教職員によっても、一定の思想や考え方を押しつけられるべきではなく、可塑性に富んだ子どもに対しては、柔軟な思考ができるような教育上の配慮が必要である。